

小林市地域・観光交流センター
指定管理者募集要項 【公募】
(令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)

小林市経済建設部商工観光課
令和7年7月作成

小林市地域・観光交流センター指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の目的

施設の管理運営にあたっては、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図るために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 29 年条例第 1 号。以下「設置条例」という。）第 5 条に基づき、指定管理者制度を導入することとする。

2. 施設の名称及び概要

(1) 施設名称

小林市地域・観光交流センター（以下「交流センター」という。）

(2) 施設愛称

K I T T O (きっと) 小林

(3) 所在地

宮崎県小林市細野 1829 番地 16

(4) 設置年月日

平成 29 年 6 月 30 日

(5) 施設概要

主体構造	建築面積	延面積	概要	備考
木造	537.7 m ²	883.55 m ²	交流スペース 観光案内所 交通案内所	木造耐火構造 2 階建て

3. 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4. 申請資格（次の条件をすべて満たす団体に限ります。）

(1) 令和 7 年 4 月 1 日現在、小林市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等が次の項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用

- する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- オ 国税又は地方税を滞納しているもの
- カ 役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる法人等
- (3) 施設管理業務が可能な組織体制、能力を有すること
- (4) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 防火管理者（甲種防火管理者の資格を有するもの。）を配置できること。
- (6) 普通救命講習修了者を配置できること。
- (7) 自動体外式除細動装置（AED）を操作できる者を配置できること。
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者の登録を受けた又は指定管理期間開始までの登録を受ける予定であること。

5. 公募に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項等の配布 令和 7 年 7 月 18 日（金）～ 8 月 18 日（月）

※募集要項の配布は、市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。なお、窓口での配布はいたしませんので、予めご了承ください。

イ 応募者説明会 8 月 19 日（火）

ウ 質問の受付期間 8 月 19 日（火）～ 8 月 22 日（金）

エ 質問の回答 8 月 26 日（火）

オ 申請書類の受付期間 8 月 26 日（火）～ 9 月 2 日（火）

※申請書類の受付期間は、上記日程のうち日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとします。

(2) 応募者説明会

指定管理業務等について説明会を開催します。なお、参加人数は申請団体につき 2 人以内とします。

日時：令和 7 年 8 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分から（1 時間程度）

場所：小林市細野 1829 番地 16（交流センター 2 階交流スペース）

※参加される場合は、小林市地域・観光交流センター指定管理応募者説明会申込

書（別紙2）を8月18日（月）までに「団体名（法人名）、連絡先及び参加者名」を明記のうえ、電子メールにて申し込んでください。

（3）質問の受付・回答方法

ア 受付方法

質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ電子メールにて提出してください。

ただし、8月22日（金）の午後5時までに提出してください。

※必ず件名を「公募に関する質問書」としてください。

イ 回答方法

応募者全員に質問及び回答を電子メールにて通知します。

6. 提出書類

指定申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて提出すること。なお、申請に必要な書類の様式は、小林市ホームページよりダウンロードしてください。

（1）申請資格を有していることを証する書類

ア 法人の場合

- i 定款又は寄附行為の写し
- ii 登記事項証明書又は登記簿謄本（法務局で発行）

イ 法人以外の団体の場合

- i 代表者の身分証明書（代表者の本籍地の市区町村で発行）
- ii 団体の会則
- iii 役員名簿（自宅の住所及び生年月日の記載のあるもの）

（2）管理を行う施設の事業計画書（令和8年度から令和12年度までの5年間）

ア 事業計画書

イ 自主事業計画書

（3）管理に係る収支計画書

ア 収支計画書（令和8年度から令和12年度までの5年間）

（4）当該団体の経営状況を説明する書類

ア 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（令和4年度から令和6年度までの3年分）

イ 令和7年度の収支計画書（予算書）、活動計画書

ウ 法人の業務内容等を説明するもの（経歴、実績、事業概要、役員構成・名簿、パンフレット等）

（5）申請資格に関する申立書（様式第2号）

（6）指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書に関する取扱要領に定める誓約書（別紙1）

(7) 国税又は地方税を滞納していない旨を証する書類

ア 税証明（令和7年3月31日以降に発行された原本）

- i 法人市民税の完納証明書（法人所在地の市区町村で発行）
- ii 代表者の市税の完納証明書（代表者の住所地の市区町村で発行）
- iii 法人県民税の完納証明書（県税事務所で発行）
- iv 法人税の完納証明書（税務署で発行）
- v 消費税の完納証明書（税務署で発行）
- vi 地方消費税の完納証明書（税務署で発行）

※すべて完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。

(8) その他市長が必要と認める書類及び別途、仕様書等で提出を求められたもの

7. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

ア 利用者の平等かつ安全な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画書に沿った施設の管理運営を計画的かつ安定して行う人員、資格その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。

エ 収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

カ 市民の声が反映される管理が行われること。

キ 交流センターを活用し、独自に企画及び計画した自主事業計画が具体的で効果的であること。

ク 情報公開・個人情報保護に係る措置をとること。

(2) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、第1次審査（資格審査及び書類審査）【別表第1】を小林市で事前に審査し、第2次審査（プレゼンテーション）【別表第2】により市が設置する指定管理者選定委員会において、申請者のうち申請資格の要件を満たすものについて審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。なお、審査の結果、「候補者なし」とする場合もあります。

※第2次審査（プレゼンテーション）は、第1次審査に適合した団体を対象に実施します。

(3) 選定スケジュール

ア 指定管理者選定委員会及び審査	令和7年10月2日(木)
イ 選定結果の通知	10月上旬
ウ 議会の議決	12月議会
エ 指定管理者の通知・告示	12月下旬
オ 基本協定書の締結	令和8年3月上旬
カ 年度協定書の締結	令和8年4月1日

8. 業務の範囲及び管理の基準

(1) 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとし、その業務の詳細については、別添の小林市地域・観光交流センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- ア 交流センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- イ 交流センターの業務計画及び実施に関すること。
- ウ 交流センターの利用許可及び制限に関すること。
- エ 交流センターの利用料金に関すること。
- オ 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録を行い、発行した適格請求書（インボイス）の保存等の事務に対応すること。
- カ アからオまでに掲げるほか、これらの業務に付随する業務及び運営に関する事務のうち、市長の権限に属する業務を除くこと。

(2) 管理の基準

管理に関しては、設置条例及び同施行規則（平成29年小林市規則第7号）、本募集要項、仕様書に定めるところにより行うものとします。

ア 関係法令の遵守

- i 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ii 小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年小林市条例第77号）
- iii 小林市情報公開条例（平成18年小林市条例第10号）
- iv 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- v 小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成29年小林市条例第1号）及び同施行規則（平成29年小林市規則第7号）
- vi その他関連する法令、通知等

イ 環境への配慮

- i 電気等エネルギーの効率的利用に努めること。
- ii 廃棄物の発生抑制、適正処理に努めること。

- iii リサイクルの推進に努めること。
- iv 環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。
- v その他環境負荷の低減に努めること。
- ウ 業務の一括委託の禁止

管理業務は、一括して第三者に再委託等はできません。ただし、その一部について、あらかじめ市が認めるときは、この限りではありません。
- エ 物品の調達

物品の調達及び再委託等を行う場合は、小林市の経済活性化及び市内企業育成のため、小林市内の企業を優先するよう配慮すること。

9. 利用料金に関する事項

設置条例別表（第13条関係）の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、設置条例第13条第2項の規定により、あらかじめ小林市の承認を受けるものとする。

10. 指定管理料

- (1) 指定管理者の収入
 - ア 交流センターの管理運営に係る指定管理料
 - イ 交流センターの利用に係る利用料金
 - ウ 交流センターの設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により交流センターを活用し、独自に企画及び計画した自主事業収入
- (2) 指定管理業務に必要な経費
 - ア 人件費（法定福利費等諸経費を含む）
 - イ 施設管理費
 - i 光熱水費
 - ii 事務費（消耗品費、通信費、印刷製本費、備品購入費 等）
 - iii 事業費（施設の保守点検、修繕料、維持管理費（清掃費含む）、警備費 等）
 - ウ 事業費

各業務の処理に要する経費（自主企画事業含む）
 - エ 損害賠償責任保険等
 - オ 公租公課
 - カ 指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等
 - キ その他、管理運営全般に係る経費

(3) 指定管理料の額の決定・変更・支払い方法等

ア 指定管理料の額は、小林市の予算の成立（議会の議決）を前提に、小林市と指定管理者との協定により決定します。

イ 市が支払う指定管理料の基準上限額は、単年度 12,000 千円（消費税等含む）とします。

ウ 利用料金収入や事業収入の減収など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。

エ 指定管理料は、原則、事業年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）を基準とし、支払時期や支払方法は、指定管理者から提出された事業計画及び収支予算書に基づき、協定で定めるものとします。

(4) 指定管理料の精算

管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

11. 申請書提出部数

正本 1 部、副本 7 部の計 8 部及び必要書類を記録した磁気媒体（CD-ROM 等） 1 枚を必ず持参のうえ、提出してください。

12. 申請書提出期限等

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時までに小林市役所商工観光課へ直接提出してください。

13. 提出・問合せ先

小林市役所経済建設部商工観光課

〒886-8501 小林市細野 300 番地（小林市役所 2 階）

電話：0984-23-1174 FAX：0984-23-1197 E-mail：k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

【別表第 1】

小林市地域・観光交流センター
指定管理者 第 1 次審査基準（資格審査及び書類審査）

審査項目		適 ・ 否
1	個人ではなく、法人その他団体（以下「団体」という。）	適 ・ 否
2	申請資格に記載する管理運営に必要な資格を有するものを確保できること。	適 ・ 否
3	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱に規定する入札参加資格停止の規定に該当しないこと。	適 ・ 否
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員等でない者であること。	適 ・ 否
5	国税又は地方税の滞納がないこと。	適 ・ 否
6	小林市内に住所を有していること。	適 ・ 否

※第 1 次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

【別表第2】

小林市地域・観光交流センター
第2次審査基準（プレゼンテーション）

選 定 基 準		No.	評 価 項 目	配点
基本的事項	基本方針	1	管理運営方針が、施設の設置目的に合致しているか。	5
	公の施設	2	公の施設として利用者の平等かつ安全な利用の確保が図られる計画であるか。	5
	協働の意識	3	市民協働、地域との連携の視点があるか。	5
	法令遵守	4	法令等の遵守体制が整っているか。	5
	環境への配慮	5	環境に配慮した具体的、積極的な取組が図られているか。	5
事業・サービス	市事業方針との整合性	6	中心市街地を活性化する提案がされているか。	5
	サービス向上利用促進	7	利用者の利便性の向上や利用促進に向けた取組内容は適切か。	5
管理運営体制	施設の効果的活用	8	施設の効用を最大限に図られる取組が提案されているか。	5
	施設の安定性	9	日常の施設維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	5
	衛生管理	10	安全で快適な利用のための衛生管理が行えるか。	5
	管理業務実績	11	官公署等や他の類似施設等での管理実績があるか。	5
	経営の安定性	12	経営基盤が安定し、良好な経営状況であるか。	5
	組織体制	13	管理運営に必要な人員確保及び配置計画となっているか。	5
	危機管理体制	14	事故等の防止・安全対策が示され、緊急時に対応できる体制が整っているか。	5
	個人情報保護・情報公開	15	個人情報保護や情報公開への対応が適切か。	5
管理経費の縮減	経費縮減方策	16	経費縮減の取組が具体的で実現性があるか。	5
収支計画	収入見込	17	利用料金収入等の見込は適切か。	5
	支出見込	18	施設の管理運営上、必要な経費が適正に見込まれているか。	5
	自主事業	19	自主事業計画が具体的で、効果的であるか。	10
合 計				100